



平成 23 年 2 月 28 日

各 位

上場会社名 株式会社キューソー流通システム
本店所在地 東京都調布市小島町1丁目32番地2
代 表 者 代表取締役社長 岡宗 直樹
コード番号 9 3 6 9 東 証 第 一 部
問い合わせ先 取締役執行役員管理本部長 一瀬 治郎

訴訟の判決に関するお知らせ

当社を被告とする訴訟に関して、平成 23 年 2 月 23 日付けで東京高等裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訴訟提起に至った経緯

当社は、平成 21 年 2 月 19 日開催の第 43 回定時株主総会（以下、「本総会」）において、第 1 号議案「剰余金の処分の件」、第 2 号議案「定款一部変更の件」、第 3 号議案「取締役 12 名選任の件」、第 4 号議案「監査役 2 名選任の件」、第 5 号議案「会計監査人選任の件」、第 6 号議案「第 43 期(平成 19 年 12 月 1 日から平成 20 年 11 月 30 日まで)計算書類承認の件」を決議いたしました。しかしながら、当社の株主様 2 名より、決議の取り消し及び損害賠償を求める訴訟が東京地方裁判所に提起され、その後、平成 22 年 7 月 29 日付けで東京地方裁判所より判決の言い渡しがありました。同判決を不服として控訴がなされておりました。

2. 一審の判決内容

- (1) 原告らの第 6 号議案の決議の取り消しを求める訴えをいずれも却下する。
- (2) 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、負担割合に基づき原告と被告双方にて負担する。

3. 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人（当社）の平成 21 年 2 月 19 日の第 43 回定時株主総会においてされた原判決別紙決議目録記載の第 6 号議案に係る決議を取り消す。
- (3) 被控訴人（当社）は、控訴人（株主様 1 名）に対し 1 0 0 万円及びこれに対する平成 21 年 5 月 30 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

4. 控訴審の判決内容

- (1) 本件控訴をいずれも棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人らの負担とする。

5. 今後の見通し

当社が全面的に勝訴したことにより業績に与える影響はございません。尚、本判決に対して、控訴人らにより上告等が提起された場合には、引き続き当社の主張が認められるよう対応してまいります。

以上